

2023年8月21日

法律扶助の世界動向 2023

—2023年 International Legal Aid Group (ILAG) ボストン国際会議を踏まえて—

弁護士 池永知樹

<目次>

- 1 はじめに—2023年国際法律扶助会議（アメリカ合衆国・ボストン）の概要…… 2
 - 2 国際法律扶助会議議長パターソン教授の冒頭コメント—現代の欧米法律扶助の重点課題と推移…… 3
 - 3 各国動向の概観—国別レポート（National Report）を通じて…… 4
 - (1) 国別レポートの提出…… 4
 - (2) 共通テンプレート項目…… 4
 - (3) 主催者による全体的・横断的考察…… 6
 - (4) 主要国の近況…… 8
 - ① イギリス（イングランド&ウェールズ）…… 8
 - ② オランダ…… 9
 - ③ アメリカ合衆国…… 10
 - 4 欧米における司法ソーシャルワーク（Health Justice Partnership）の動向—インパクト評価・プロセス評価・費用便益分析による検証…… 12
 - 5 オーストラリアの法律扶助と費用便益分析（Cost-Benefit Analysis）による検証…… 14
 - 6 AI（Artificial Intelligent）と法律扶助…… 15
 - 7 ユニバーサル・モデルからトリアージ・モデルに移行・再構築するオーストラリア・ニューサウスウェールズ州の法律扶助…… 18
 - 8 スコットランドにおける法律扶助報酬改革の議論推移と視点…… 20
 - 9 イギリス（イングランド&ウェールズ）における法律扶助契約者の実情調査と担い手の減少問題…… 25
 - 10 おわりに—法律扶助の担い手不足の問題を中心に…… 31
- (別紙) 原文・国別レポートテンプレート…… 33

1 はじめにー2023年国際法律扶助会議（アメリカ合衆国・ボストン）の概要

2023年6月21日ー23日、「アクセス・トゥ・ジャスティスの試練（The Challenges of Access to Justice）」をメインタイトル（主題）とする国際法律扶助会議（International Legal Aid Group, 略称 ILAG）¹が、アメリカ合衆国・ボストンで開催された²。

ILAG は、1992年に設立された欧米諸国を中心とする法律扶助研究者および法律扶助運営主体関係者等から構成される法律扶助の国際ネットワーク組織であり、主として、実証的な調査研究に基づく法律扶助先進国の法律扶助政策の調査、検証およびこれに基づく政策提言を目的としている（Evidence-Based Policy）。

会議のスポンサー団体であるが、アメリカ法曹財団（American Bar Foundation）、ハーバード大学ロースクール・リーガルプロフェッションセンター（Center on the Legal Profession, Harvard Law School）、アメリカ合衆国の連邦法律扶助機関であるリーガル・サービス・コーポレーション（Legal Services Corporation）、スコットランド政府、スコットランド・ストラスクライド大学ロースクールであった。

参加者は約100名であり、参加国は、アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス（イングランド&ウェールズ）、イスラエル、インド、オーストラリア、オランダ、カナダ、北アイルランド、ザンビア、シエラレオネ、スコットランド、スペイン、台湾、タンザニア、中国、チリ、ドイツ、ナミビア、日本、ニュージーランド、ハンガリー、ボツワナ、フィンランド、ブラジル、南アフリカ共和国、ヨルダン、リトアニア、ルワンダ（計30か国・地域）であった。

計3日間の会議では、上記メインタイトル（主題）「アクセス・トゥ・ジャスティスの試練（The Challenges of Access to Justice）」のもとで、国別レポート（National Report）の報告・横断的考察とともに、以下の計11のセッションが行われた。

- ① アクセス・トゥ・ジャスティスの測定
- ② アメリカ合衆国における近時の発展
- ③ SDG16.3 とアクセス・トゥ・ジャスティス
- ④ 犯罪とアクセス・トゥ・ジャスティス
- ⑤ 法律扶助の非受給資格者に対する支援
- ⑥ 法律扶助の正当化根拠
- ⑦ アクセス・トゥ・ジャスティスの概念の開梱
- ⑧ 法律扶助の将来の担い手の確保
- ⑨ 総合的包括的支援の方向性
- ⑩ テクノロジーとアクセス・トゥ・ジャスティス

¹ ILAG ウェブサイトからペーパー等のダウンロードが可能である。

(<http://www.internationallegalaidgroup.org/>)

² ボストン国際会議ウェブサイトからペーパー等のダウンロードが可能である。

(<http://www.internationallegalaidgroup.org/index.php/conferenecs/harvard-usa-2023>)

⑪ テクノロジーの問題性

2 国際法律扶助会議議長パターソン教授の冒頭コメントー現代の欧米法律扶助の重点課題と推移

ILAG 議長アラン・パターソン教授（スコットランド・ストラスクライド大学ロースクール）から、欧米法律扶助の重点課題と推移について、冒頭にコメントがあった。

巨視的な変遷としては、貧富（poverty）の差を問わず、福祉国家（welfare）の理念のもとで、司法アクセスを万人に平等に保障することを追求する戦後の普遍的な法律扶助（universalism）の後退と、これに代わり、限られた公的資金の下で、資金投入先のターゲットを絞り込んでいく（targeting / rationing）法律扶助への転換が観察される³。

上記転換を踏まえ、限られた資金の投入先となるターゲットを正確に把握する（targeting）ためのニーズ調査（ニーズ⁴を踏まえた法律扶助政策）が重視されるようになるとともに、限られた資金を投入する以上はこれに見合う価値の実現が求められるという視点からの（value for money）、法律扶助の質の確保の論点が重視されるようになる。そして、コスト効率性追求の視点から、IT サービスの提供が重視されるようになる。

以上が、2000年代ー2010年代中盤の重点課題であったが、2010年代中盤ー2023年ボストン会議においては、上記に加えて、よりターゲットを絞った社会的に脆弱な人びと（vulnerability）に対する総合的包括的な支援が重点課題として重視されるようになり、これらの人びとへの包括的サービスの提供が重点課題のリストに加わっている。さらに、狭義のITサービスの提供から、（ITを含むと共にこれを超えた・AI活用も含む）革新サービスの提供へとウイングが広げられるようになっている。

現代の欧米法律扶助の重点課題と推移

2000年代ー2010年代中盤	2010年代中盤ー2023年ボストン会議
ニーズ調査（ニーズを踏まえた法律扶助） (Needs assessment studies)	ニーズ調査（ニーズを踏まえた法律扶助） (Needs assessment studies)
	包括的サービスの提供 (Holistic provision of Access to Justice)

³ Richard Moorhead and Pascoe Pleasence (2003), *Access to Justice after Universalism: Introduction, After Universalism Re-engineering access to justice*(Blackwell Publishing)pp.1-3 なお、後述する「7 ユニバーサル・モデルからトリアージ・モデル

に移行・再構築するオーストラリア・ニューサウスウェールズ州の法律扶助」も同転換のオーストラリア・ニューサウスウェールズ州バージョンとして位置付けることができる。

⁴ 法律扶助サービスの需要（demand）がある限りオープンエンドで対応していた時代が限界に直面し、需要（demand）ではなく、ニーズ（needs）を踏まえ、限られた資金を最もニーズのあるターゲット（targeting / rationing）に投入していくポスト福祉国家における法律扶助である。

弁護士による法律扶助サービスの質の保証 (Quality assurance of lawyers)	弁護士による法律扶助サービスの質の保証 (Quality assurance of lawyers)
IT サービスの提供 (Internet delivery of legal services)	(狭義の IT を超えた) 革新サービスの提供 (Innovative delivery of legal services)

3 各国動向の概観－国別レポート (National Report) を通じて

(1) 国別レポートの提出

国際会議開催前に、あらかじめ各国参加者は、指定の共通テンプレートに近年の当該国の法律扶助実施状況や直近動向等を記入の上、主催者に事前送付することが求められる。

その上で、主催者は、事前提出された各国レポートを俯瞰し、世界動向について概括的コメントを行うのが本国際会議の通例となっている。

今般のボストン会議には、オーストラリア、ボツワナ、ブラジル、チリ、イギリス (イングランド&ウェールズ)、フィンランド、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、日本、ヨルダン、リトアニア、タンザニア、オランダ、ニュージーランド、北アイルランド、ルワンダ、スコットランド、シエラレオネ、台湾、アメリカ合衆国、ザンビアの計 23 か国・地域からの国別レポートが提出された。

(2) 共通テンプレート項目

主催者の指定する共通テンプレートには、以下の質問事項があり、司法アクセスの達成の指標 (ガイドライン) として参考になる (原文を別紙として報告書末尾に添付する)。

共通テンプレート項目

1. 基本統計

人口、GDP、貧困ライン、弁護士数

2. 法律扶助の運営の在り方

法律扶助の運営主体は、独立の運営組織か、政府の一部局か、弁護士会の一部局か、公設弁護人事務所か。

法律扶助運営組織の役職員数

サービス提供モデルは、スタッフ弁護士か、開業弁護士 (ジュディケア) か、パラリーガルか、NGO か。

法律扶助プログラムに参加している弁護士とパラリーガルの数

サービス提供モデルについて、混合モデルを採用している場合には、混合の割合と役割分担

報酬の支払方法 (コントラクト、固定報酬、時間報酬、プロボノ等)

3. 予算と支出額

公的予算と支出額、その内訳（民事、刑事、行政、子ども、難民）

中央政府と地方政府の負担割合

利用者が支払う負担金の範囲

支出は、サービス需要（demand）⁵がある限りオープンエンドか（uncapped）、反対にキャップ制か（capped）、両者の混合か。

4. 射程範囲、受給資格

法律扶助サービスの射程範囲・利用制限（民事、刑事、行政、子ども、難民）

代理援助と相談援助の別

申請者数と認容数・却下数（民事、刑事、行政、子ども、難民）

受給資格と人口に占める割合（代理援助と相談援助の別）

資力要件と負担金制度は、民事相談援助、民事代理援助、刑事法律扶助のそれぞれにおいて、必須条件とされているか。

敗訴者負担制度の採用の有無

5. 法律扶助サービスの質の保証

法律扶助施機関への不服申立制度、弁護士会への不服申立制度、利用者の満足度調査、継続的研修、ピアレビュー、監査、ビデオモニタリング等の整備

弁護士会の会員であること以外に、法律扶助サービスを提供するために、どのような要件が課されているか（経験、試験、面談、年間受任件数の上限・下限等）。

6. 法教育

法律扶助サービスの利用方法に対する認知及び具体的なアクセス方法への認知を高めるための施策⁶（過疎地域の利用者及び特別のニーズを抱えた人びと（高齢者や DV 被害者を含む）に対するアプローチを含む）

IT パッケージの整備状況

⁵ 前掲脚注 4 参照。法律扶助サービスの需要（demand）がある限りオープンエンドで対応していた時代が限界に直面し、需要（demand）ではなく、ニーズ（needs）を踏まえ、限られた資金を最もニーズのあるターゲット（targeting or rationing）に投入していく法律扶助に転換している。

⁶ 原文は、Initiatives to increase public awareness of the availability of Publicly Funded Legal Services/ legal aid and how to access it であり、単に法律扶助サービスの存在の認知を問題としているのではなく、その具体的な利用方法やアクセス方法についての認知が高められているかを問題としている点に留意すべきである。

なお、日本において、法テラスの名称認知度は高まっているが、具体的な業務認知度が深められているわけではなく、このことが法テラスの利用阻害要因の一つになっていることを示唆するものとして、橋場典子「法テラス利用の阻害要因」佐藤岩夫・阿部昌樹・太田勝造編『現代日本の紛争過程と司法政策』（東京大学出版会、2023年）142頁がある。同著は、「法テラス認知度調査における名称認知度と業務認知度の変遷からは、法テラスという名前は何となく知っていても実際何をしている団体なのか不明である、という市民の声が示されていると言えよう。名称認知度だけではなく業務認知度を深めていく必要が指摘できる」と言及する。

ニーズ調査の実施状況（法的問題の分布状況と人びとの問題解決行動の現状）
 ニーズ調査が最後に実施されたのはいつか。

7. 法律扶助の代替的サービス

主要な代替的サービスの状況（訴訟保険、労働組合、消費者団体、訴訟ファンド、リーガルクリニック、NGO等）と利用者数の推移

8. 包括的 (Holistic) サービス

弁護士が提供するリーガルサービスと非法律家のサービス（福祉、医療等）とのパートナーシップ、協働、ワンストップサービスの整備状況

9 SDGs16.3

具体化のための取組

10. その他

近年の最も革新的なプロジェクト、反対に後退した事象、直面している課題等
 新型コロナウイルス感染症の影響

(3) 主催者による全体的・横断的考察

主催者を代表して、イギリスのアブロム・シャー教授から、各国レポートを俯瞰しての全体的・横断的考察が行われた。

考察結果は、以下のとおりである。

- ① 貧富の差を問わない法律扶助 (poverty) ないし社会福祉制度 (welfare) としての普遍的な法律扶助から、以下の表のとおり、公的資金のターゲット指標としての、脆弱性 (vulnerability) のリスト化ないしニーズの分類化 (classification of need) へのシフトが観察される。

現代法律扶助における資金投入先としての各国指標例

脆弱性 (vulnerability) リスト	ニーズの分類化 (classification of need)
DV	強制入院患者
人身売買	ホームレス
労働搾取	先住民族
犯罪被害	若年成人
テロ被害	女性
子ども、養子	人種
高齢者	カースト ⁷
アルコール・薬物中毒	障がい者

⁷ たとえば、インドから提出された国別レポートにおいて観察される。

② 移民・難民が脆弱性 (vulnerability) のリストから外れている傾向

しかし、最も脆弱ともいうべき移民・難民が、脆弱性のリストから外れている傾向が観察される。

③ コスト等の増大と射程範囲等の減少

コスト・需要・業務負荷の増大の反面、サービスの射程範囲や受給資格者の範囲は狭まり、さらに、法律扶助の担い手の弁護士も減少しており、資金の手当でも常に危機的状況にある。

④ 主催者 (アブロム・シャー教授) による総括コメント

アクセス・トゥ・ジャスティスの命題は、自明とは言えない (石に刻まれている不変の命題があるわけではない)。

貧富の差 (poverty) を問わず (中間層も射程に入れる) 社会福祉制度 (welfare) としての普遍的法律扶助 (universalism) の時代は遠ざかり、脆弱性 (vulnerability) が法律扶助のターゲット指標として優勢になっている現代法律扶助であるが、(矛盾をしているが) 脆弱性のリストの中に、移民・難民は含まれていないという問題がある。

脆弱性の指標が重視されるようになり、脆弱な人びとに対する包括的 (Holistic) 支援が追求されている。

一層のデジタル技術・情報提供への期待が強まっている。特にアフリカ諸国においては、スマートフォンを使用しての法律扶助の潜在的可能性が指摘されている。もっとも、デジタル技術を使用しての法律扶助は、なお初期段階である。

セルフヘルプ・本人訴訟支援の拡張が模索されている。しかし、司法システムや訴訟プロセスの抜本的な変更 (単純化 : simplification)⁸なくして、実効的な支援が可能なのかという問題がある。

法律扶助の代替的サービスが成長しているが、反面、代替サービスの拡大によって法律扶助制度が縮小していくことにならないかという問題がある。しかし、何も手当がないよりもましであるとも言えるかもしれない。

資金、人材 (法律扶助の担い手となる弁護士、裁判所、裁判官) の縮小傾向が観察される。

他方、アウトリーチと法教育の成長 (法教育ツール (スマートフォン・ツール等)

⁸ 高度に複雑化・当事者主義化した手続を単純化し (simplification)、セルフヘルプで対応できるようにし、コストの高い弁護士による支援の範囲を少なくしていく取組である。例えば、近年のアメリカにおいても連邦レベルで手続の単純化プロジェクトが実施されており、連邦民事法律扶助予算の配分機構である LSC も当事者として加わっている

(Access to Justice through Simplification, Legal Aid Interagency Roundtable 2022 Report <https://www.justice.gov/atj/legal-aid-interagency-roundtable>)。連邦法律扶助予算は、近年増加傾向にあるが、資金投入先が手続の単純化プロジェクトに振り分けられている側面があることにも留意する必要がある。

の拡大を含む)が観察される。

以上を踏まえ、アブロム・シャー教授は、以下のとおり、総括的な問題提起を行った上、全体的・横断的考察を締めくくった。

アブロム・シャー教授の各国レポートを横断・俯瞰しての総括的な問題提起

現代のアクセス・トゥ・ジャスティスは、あいまいな状況下 (smoke screen) にあるのか、あるいは、良いものではないにしても、一応は満足できる状態 (as good as it gets) にあるのだろうか？

(4) 主要国の近況

① イギリス (イングランド&ウェールズ)

イギリスは、2012年法 (LASPO) によって法律扶助の大規模な削減を図ったが、これに対する副作用も大きく、司法省は、法律扶助制度全般のレビューを実施し、システムの再構築を目指している。

資力審査については、これを緩和し、人口に占める法律扶助対象者の割合を増加させていく方向でのレビューが実施されている⁹。

また、2012年法は、住居の明け渡しを求められているケースにおいても、明け渡しによってホームレスになるリスクがある場合に限りて援助対象とするなど、援助対象範囲を厳格化しているが、これとは逆行するように、2023年8月1日から、住居喪失防止アドバイス・サービス (Housing Loss Prevention Advice Service) が開始されている¹⁰。これは、現行の住居に関する法律扶助の射程範囲を拡大するものであり、住居、債務、社会福祉に関する早期からの相談援助について、資力を問わずに可能とするものである。

以上のとおり、イギリスは、2012年法に対する一定の揺り戻しが観察されており、司法省は、法律扶助制度全般のレビューを実施し、システムの再構築を目指しているが、そのトータルでの青写真は見えていないのが現状である。2012年法の副作用に対するこの間の政府の対応については、絆創膏 (sticking plaster) 的な対処療法に過ぎないとの批判も加えられている¹¹。

2012年法に対する一定の揺り戻しが観察されるものの、引き続き不安定であるこ

⁹ Legal Aid Means Test Review (<https://www.gov.uk/government/consultations/legal-aid-means-test-review/legal-aid-means-test-review>)

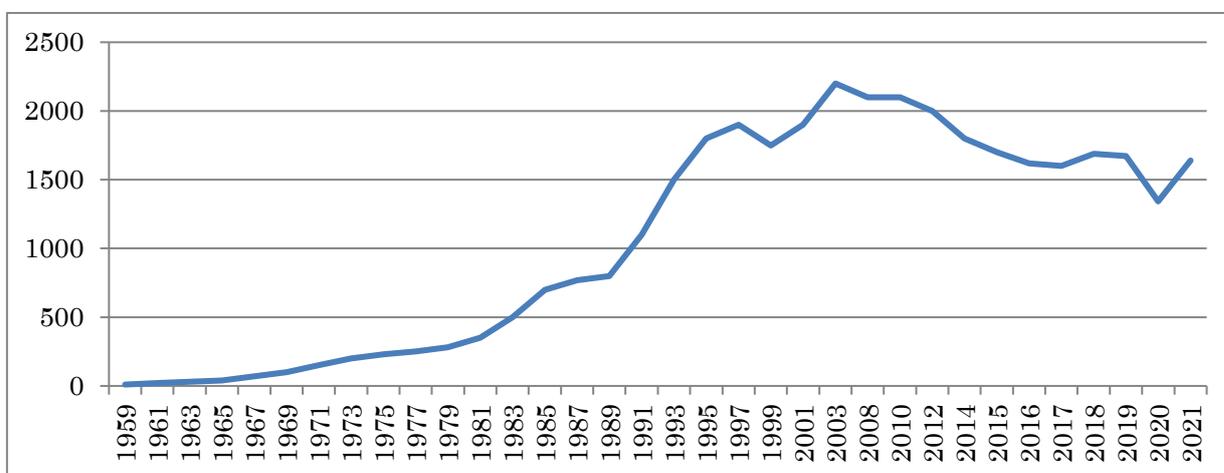
¹⁰ Housing Loss Prevention Advice Service (<https://www.gov.uk/government/publications/housing-loss-prevention-advice-service-hlpas>)

¹¹ Hilary Sommerlad, Andrew Francis, Joan Loughrey and Steven Vaughan (2020), *England and Wales A Legal Profession in the Vanguard of Professional Transformation?*, Lawyers in 21st-Century Societies Volume 1: National Reports (Hart Publishing) p.107

とには変わりなく、法律扶助はリスクの高い仕事であるとして、法律扶助の担い手不足の問題も深刻化している（後述「9 イングランド&ウェールズにおける法律扶助契約者の実情調査と担い手の減少問題」参照）。

イギリス法律扶助の近年の支出額（民事・刑事）は、16億ポンド（2880億円、1ポンド180円で換算）前後で推移している。2020-2021年度に13億4234億ポンドに低下したが、翌年の2020-2021年度には16億4077億ポンドに増加しており¹²、2012年法のもとでの支出額の削減も底をついてきたようにも思われる。民事扶助支出額と刑事扶助支出額は、ほぼ拮抗しており約二分の一ずつである。

イギリス法律扶助支出額（民事・刑事）の推移 単位・100万ポンド



なお、イギリス（イングランド&ウェールズ）の国別レポートにおいて、イギリスの敗訴者負担制度についての言及があった。これによれば、同国においては、訴訟費用は敗訴者が負担する建前になっており、裁判所は、通常、支払命令（Costs Order）を出すものの、法律扶助事件の敗訴者については、法律扶助事件の受給者ゆえに、訴訟費用を現実的に支払うことができないとの抗弁を提出することが可能であり、敗訴者負担が実際に執行されることはないとのことである¹³。

② オランダ

従来、イギリス（イングランド&ウェールズ）に次ぐ法律扶助大国と言われてきたオランダは、イギリスが2012年法により凋落を辿ったことから、今日、イギリスに代わる法律扶助大国のポジションを得ている。

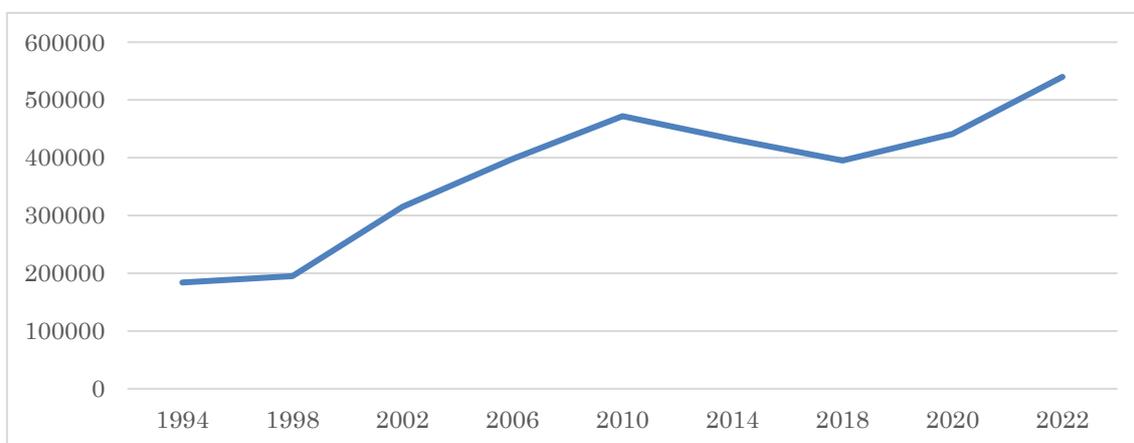
¹² Legal Aid Agency, Legal Aid Statistics Oct-Dec 22
(<https://www.gov.uk/government/statistics/legal-aid-statistics-quarterly-october-to-december-2022/legal-aid-statistics-england-and-wales-bulletin-oct-to-dec-2022>)

¹³ 2023年ボストン会議に提出された National Report: England & Wales p.5

法律扶助支出額は、近年においても、なお増加が観察されており、2022年度（民事・刑事）は、5億4000万ユーロ（810億円・1ユーロ150円で換算）を支出している。2022年のオランダの人口は1759万人であり、人口1人あたりの法律扶助支出額は、31ユーロである。

ヨーロッパ評議会の司法の効率性に関する委員会が定期実施している加盟国の法律扶助支出額調査（2020年調査）によれば、人口1人あたりの法律扶助支出額は、オランダが26.06ユーロであったのに対し、イギリス（イングランド&ウェールズ）は22.25ユーロであり¹⁴、オランダがイギリスを上回るようになった。

オランダ法律扶助支出額（民事・刑事）の推移 単位・1000ユーロ



しかしながら、法律扶助大国であるオランダにおいても、懸念事項として、法律扶助の仕事に従事する弁護士が、徐々にそして着実に減少を辿っていることが指摘されている（新規参入者を上回る離脱者の増加）。新規参入者が少ないのは、弁護士になるまでの教育期間の長さとその間のコストの問題がある。そこで、オランダ法律扶助評議会は、2021年から、法律扶助の仕事を予定している約175名の新規弁護士に対して、助成金を提供することで、新たな担い手の確保に努めるようにしている¹⁵。

③ アメリカ合衆国

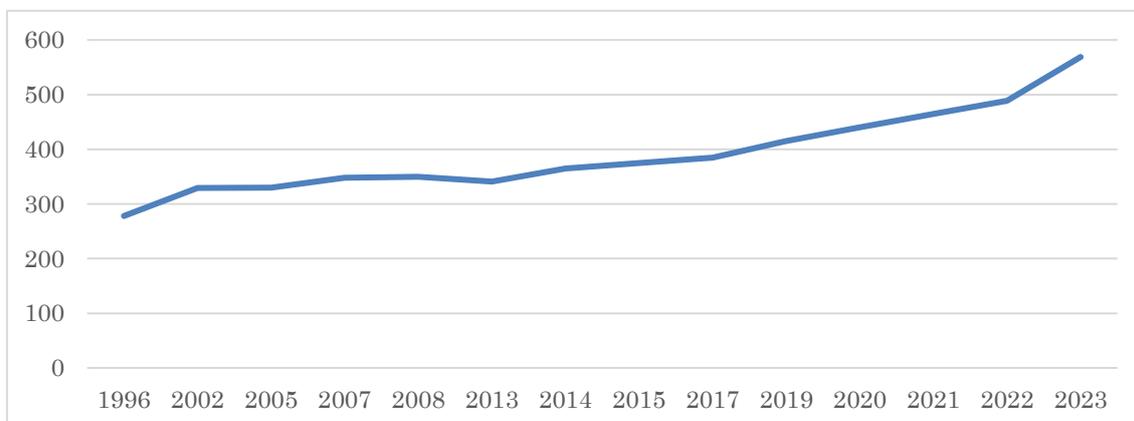
連邦民事法律扶助（Legal Services Corporation）予算は、1980年代のピーク時から下降を辿っていき、ピーク時の予算額をインフレ率を考慮して現在の貨幣価値に修正すれば、10億ドルを超えている必要があると指摘されるが、絶対額は不足して

¹⁴ European Judicial Systems CEPEJ Evaluation Report 2022, Evaluation Cycle (2020 data) (<https://rm.coe.int/cepej-report-2020-22-e-web/1680a86279>) p.39

¹⁵ 2023年ボストン会議に提出された National Report: The Netherlands の最終頁

いるものの、以下のとおり、近年は増加傾向が観察されている¹⁶。

アメリカ連邦民事法律扶助予算の推移（単位：100万ドル）



トランプ政権下（2017-2021）において、大統領は、連邦民事法律扶助予算の廃止を画策したが、反対に、超党派による強力な支援活動により、トランプ政権下において初の4億ドル台に到達することになった。その後のバイデン政権下においては、支援はさらに強まり、初の5億ドル台に到達し、2023年度の連邦民事法律扶助予算は5億6900万ドルとなった。

予算増額の徴候が観察されているものの、ピーク時の予算額をインフレ率を考慮して現在の貨幣価値に修正すれば、10億ドルを超えている必要があるとの上記指摘のとおり、資金不足の問題が慢性化している。

世界最大の弁護士人口を擁するアメリカ合衆国において、なお、社会の津々浦々に司法アクセスを保障することができず、司法アクセスへの絶対的な不平等を引き起こしている原因としては、①（弁護士の絶対数の不足ではなく）資金の不足、②弁護士の地域的偏在、③パラリーガルの活用を禁止する弁護士会の3つが指摘されることがある¹⁷。

弁護士人口が増加しても法律扶助を担う弁護士は増加せず、各州間の偏在も著しく、連邦の貧困基準の200%を下回る貧困者1万人に対して、民事法律扶助を担うスタッフ弁護士の人数は、以下のとおりである¹⁸。

¹⁶ Alan Houseman, National Report: USA 2013, 2015, 2017, 2019, 2021, 2023

¹⁷ Scott L Cumming, Carroll S Seron, Ann Southworth, Rebecca L Sandefur, Steven A Boutcher and Anna Raup-Kounovsky (2020), *United States Out of Many Legal Professions, One?*, Lawyers in 21st-Century Societies Volume 1: National Reports (Hart Publishing) p.143

¹⁸ Ibid.p.144

連邦貧困基準 200%を下回る貧困者 1万人あたりの民事法律扶助スタッフ弁護士数

州	スタッフ弁護士数 (人)
カリフォルニア州	0.44
フロリダ州	0.46
ジョージア州	0.31
イリノイ州	0.79
マサチューセッツ州	0.88
ニュージャージー州	0.56
ニューヨーク州	2.65
ペンシルベニア州	0.59
テキサス州	0.30
ワシントンDC	9.33

高度に複雑化・当事者主義化した手続を簡素化 (simplification) し、高価な弁護士による支援の範囲を限定し、セルフヘルプで対応していく、いわば非法化に向けた取組についても (前掲脚注8参照)、法律扶助を担う弁護士が絶対的に不足していることにも起因している。

4 欧米における司法ソーシャルワーク (Health Justice Partnership) の動向ーインパクト評価・プロセス評価・費用便益分析による検証

イギリス (イングランド&ウェールズ) は、2012年法 (LASPO) によって法律扶助の大規模な削減を図り、脆弱 (vulnerable) な人びとへの支援から撤退したことによる副作用に直面したが、他方で、もっとも脆弱な人びとに対する包括的 (Holistic) 支援政策を維持しており、政策の一貫性の欠如に直面しているように思われる。

脆弱な人びとに対する包括的支援政策として、イギリスをはじめとして、各国で、福祉との協働によるワンストップサービス (Integrated Legal Advice, Health Justice Partnership などの用語が用いられている) が模索されている。複合的問題の連鎖に陥る前の早期介入 (early intervention) が重視される。

イギリスにおける背景としては、福祉法を含む相談援助の削減を行った 2012年法に対して、2019年2月に政府がレビュー¹⁹を行い、アクションプラン²⁰が策定された。早期介入に失敗すると「負の連鎖」に陥ることが、ヘーゼル・ゲン教授やパスコウ・プレザンス教授らによる一連のニーズ調査によって実証されているとして、早期介入を最優先課題

¹⁹ Ministry of Justice (2019), *Post Implementation Review of LASPO* (<https://www.gov.uk/government/publications/post-implementation-review-of-part-1-of-laspo>)

²⁰ Ministry of Justice(2019), *Legal Support: The Way Ahead* (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachm ent_data/file/777036/legal-support-the-way-ahead.pdf)

として位置づけるアクションプランである²¹。事実上、相談援助を削減した 2012 年法の失敗を認めたと受けとれる内容でもある。

但し、アクションプランは、早期介入に失敗した際の「負の連鎖」については実証されたが、これを断ち切るための効果的な方法、介入の対象やタイミングについてはなお十分に実証されていないとして、また、経済的ベネフィットの測定も未解明であるとして、パイロット・プロジェクトによるさらなる検証を求めている²²。

その検証過程は、なお途上にあり（2024 年 7 月までの検証が予定されている）、今般の国際法律扶助会議においては、検証プロセスに関わっているヘーゼル・ゲン教授らより、経過報告があった。

イギリスで進行中のパイロット・プロジェクトであるヘルス・ジャスティス・パートナーシップ (Health Justice Partnership) は、医療福祉機関の中に法的支援機関を設置し、包括的なワンストップサービス（統合サービス）を提供することにより、利用者に対してはもとより、医療福祉制度全般に対しても、短期的にも中長期的にも便益をもたらすことを目的としており、イギリス国内において、380 以上のパイロット拠点が設置されている。

このパイロット・プロジェクトに対するイギリス司法省の関心は、以下の 5 点に示されている²³。

ヘルス・ジャスティス・パートナーシップに対するイギリス司法省の関心事項

- 1) 医療福祉機関における統合サービスは、どの位早期に、法的問題を解決することに資しているのか。
- 2) 医療福祉機関における統合サービスは、どの位、個々人の社会経済的環境の改善に資しているのか。
- 3) 医療福祉機関における統合サービスは、どの位、健康問題の改善に資しているのか。
- 4) 積極的な改善効果を得るために、最も効果的なアドバイスのモデルやタイプはどのようなものか。
- 5) 医療福祉機関における統合サービスを設置・提供していく際の課題は何か。

上記 5 点の検証のため、以下の 3 つの視点からの調査を実施することになっている²⁴。

²¹ Ibid. p.3, p.6

²² Ibid. p6

²³ Ministry of Justice (2023), *Evaluation of Integrated Advice Hubs in Primary Healthcare settings Feasibility Study* (<https://www.gov.uk/government/publications/evaluation-of-integrated-advice-hubs-in-primary-healthcare-settings>) pp.1-2

²⁴ Ibid.pp.8-9

イギリス司法省の関心事項を踏まえての調査実施事項

1) インパクト評価

医療福祉機関において法的支援を受けたグループの支援前と支援後の変化について、法的支援を受けなかったグループと比較の上、傾向スコア分析 (propensity score matching) を行う。

2) プロセス評価

相談機関及び医療福祉機関における企画戦略スタッフ、フロントラインでの相談担当者・医療従事者、及び利用者からのデプス・インタビュー (depth interview) 調査を行う。

3) 費用便益分析

法的介入をしなかった場合の損失と介入したことによりもたらされる利益の費用便益分析 (cost-benefit analysis) を行う (司法機関や福祉機関の資源の使用レベルにおける変化、法的問題の解決と健康増進のインパクト、職場復帰による経済的利益等)。

5 オーストラリアの法律扶助と費用便益分析 (Cost-Benefit Analysis) による検証

イギリスで進行中のパイロット・プロジェクトであるヘルス・ジャスティス・パートナーシップ (Health Justice Partnership) において、費用便益分析による検証が進行中であるが、オーストラリアにおいても、同様に費用便益分析が取り組まれている。

オーストラリアの各州の法律扶助委員会 (Legal Aid Commission) は、全国リーガルエイド (National Legal Aid, NLA) を組織し、法律扶助に関する情報交換と協力を行っている。連邦資金と州資金をもとに運営されている独立の委員会であり、その目的は、法律扶助の実施に関するコミッション間の資源、知識、システムを共有してベスト・プラクティスとバリュー・フォー・マネーを促進することにある。

2022年、全国リーガルエイドは、法律扶助に関する費用便益分析 (cost-benefit analysis) を、コンサルティング会社 PwC (PricewaterhouseCoopers) に委嘱し、2023年1月に最終報告書²⁵が公表された。

報告書は、法律扶助への資金投入によって、年間6億ドルの利益 (節約) ができていると見積もり、1ドルの投資によって、2.25ドルの利益 (節約) が生じていると査定した。具体的には、司法制度に対する利益 (節約)、個人に対する利益 (節約)、政府及び社会に対する利益 (節約) の3つに区分し、それぞれについて、以下の表の利益 (節約) が生じていると査定した。

見積もりの方法であるが、たとえば、代理援助によって節約されたコストの見積もりに

²⁵ PricewaterhouseCoopers (PwC) Australia (January 2023), *The Benefits of Providing Access to Justice* (<https://www.nationallegalaid.org/resources/benefits-providing-access-justice/>)

際しては、仮に代理援助を利用せず、本人訴訟で対応した場合（一方当事者が本人訴訟のケースを想定）には、事件解決までに（両当事者に代理人が就任している場合と比較して）20%長い時間を要しているとして、コストを見積もった。また、当番弁護士（民事・家事）によって節約されたコストの見積もりについては、当番弁護士制度の利用によって1回アドバイスを受けてから本人が法的手続に参加すると、事件全体の12%が即日解決できているとして、これによる節約コストを見積もった。

法律扶助への資金投入によって節約されたコスト

	年間節約額（2022年・単位100万ドル）
1) 司法制度に対する節約	176
①代理援助によって節約されたコスト	22
②ADRによって節約されたコスト	92
③当番弁護士によって節約されたコスト	62
2) 個人に対する節約	332
①DV脱却により節約された生活・福祉コスト	307
②軽減された不安・ストレス	25
3) 政府及び社会に対する節約	93
①DV脱却により節約されたコスト	71
②自宅外の生活基盤提供を回避できたコスト	22
合計	601

6 AI (Artificial Intelligent) と法律扶助

(1) カナダ・オンタリオ州におけるAI技術のパブリックセクターへの応用に向けた取組

AI技術の急速な進展に伴い、各国政府がAI技術のパブリックセクターへの応用を検討している。カナダ・オンタリオ州もその一つであり、政府は、信頼できるAIのフレームワーク構築に向けて、各方面からの提言を募っている²⁶。

これに対して、オンタリオ法務財団 (Law Foundation of Ontario)、オンタリオ州ロー・ソサイエティ (Law Society of Ontario)、オスグッドホール・ロースクール (Osgoode Hall Law School)、ヨーク大学 (York University) からの出資を得て運営されている法制度改革を目的としている独立の非営利団体オンタリオ・ロー・コミッション (Law Commission of Ontario) は、2022年6月、AI技術を司法部門へ応用する際の原則や規制のあり方等について取りまとめた政府への提言報告書「説明責任のあるAI」²⁷を

²⁶ Consultation: Ontario's Trustworthy Artificial Intelligence (AI) Framework (<https://www.ontario.ca/page/ontarios-trustworthy-artificial-intelligence-ai-framework-consultations>)

²⁷ Law Commission of Ontario (June 2022), *Accountable AI* (<https://www.lco->

公表した。

今般のボストン国際会議には、上記報告書の取りまとめに関わったオンタリオ・ロー・コミッションのメンバーが参加し、AI 技術の法律扶助とアクセス・トゥ・ジャスティスの分野への転用の可能性とリスク、規制のあり方等について、以下のとおり、報告があった。

(2) AI 技術のアクセス・トゥ・ジャスティスへの転用の可能性

法律扶助及びアクセス・トゥ・ジャスティスの分野では、従来より、社会の多くの法的ニーズに応えられていない、法的サービスは高価で、時間がかかり、慢性的に財源不足状態にある、司法アクセスに対する不平等がいつまでも解消されない、法律扶助運営主体の意思決定（援助決定等）には、一貫性がなく、時に恣意的であり、人種不平等を引き起こすことがある、需要と供給のミスマッチが起きている、乏しいデータによる非効率的な政策がとられているといった諸々の批判がされてきた。

しかし、AI 技術を法律扶助及びアクセス・トゥ・ジャスティスの分野に転用することによって、多数の案件の援助決定を、証拠に基づき、正確かつ一貫性を保ち、短時間で行うことができる、ニーズを正確に分析し、限られた資金を効果的に充たされていないニーズに割り当てることができる、判断は客観性を保ち、人種差別を引き起こさず、明瞭性のある判断をすることができる、低コストで効率性の高い新たなリーガルサービスを提供することができるという潜在的可能性がある。

AI 技術の活用によって、例えば、刑事法分野では、保釈や量刑に際して、客観的で人種差別を引き起こさない正確かつ一貫性のある判断をすることが可能になる。精度の高い DNA 判定も可能になる。家族法分野では、DV のリスク・アセスメントを正確に行うことができるようになる。扶助審査においては、受給要件を正確に判定し、不正受給を防止することが可能になる。住居法では、入居審査（スクリーニング）を正確に行うことができるようになるといった潜在的可能性がある。

(3) リスクと害悪

しかし、AI 技術の転用を間違えると、以下のリスクと害悪を引き起こすことになり、その害悪は、特に、低所得者、脆弱な人びとやコミュニティ、セルフヘルプ利用者に対してもたらされることになる。

- ・バイアスのかかった、信頼できない意思決定が行われるリスクがある。
- ・判断過程は複雑であり、ブラックボックスの中で判断される。
- ・個人のプライバシーが守られにくい。
- ・適正手続（デュープロセス）が守られる保障がない。
- ・AI の判断に対して争おうとしても、これを覆すのは困難であり、コストもかかる。

cdo.org/en/the-lco-releases-accountable-ai-final-report/

- ・多数案件を短時間で判断するため、一度リスクが顕在化すると、多人数に多大な害悪を及ぼすことになる。

(4) AI 技術の転用の際の原理原則

上記リスクが顕在化し、害悪をもたらさないようにするためには、以下の原理原則が確認される必要がある。

- ・AI システムは、目指す目的に適合しており、利益をもたらすもので、信頼性が認められるものでなければならない。
- ・AI システムは、開示され、説明責任を伴うものでなければならない。
- ・リスクベースで（潜在リスクがあることを前提に）ガバナンスが構築されなければならない。
- ・システムが差別を引き起こすものであってはならない。
- ・個人のプライバシーが守られるシステムでなければならない。
- ・システムとそこでの意思決定が、言語で説明できるもの（**explainable**）でなければならない。
- ・システムの中枢には人間がいなければならない（**Human in the loop**）。

(5) 基本的なフレームワーク

以下の基本フレームワークの中で、AI システムを管理していく必要がある。

AI システムを管理していくための基本フレームワーク

詳細なルール策定	詳細な遵守事項の策定は極めて重要である。たとえば、情報開示であれば、システム、データ、コード等について開示事項を詳細に策定する。
インパクトのアセスメント	いかなるリスクと害悪が想定されるかを検討する。誰が検討するか（検討主体）が重要であるととともに、アセスメントの結果は開示される必要がある。
害悪緩和のための戦略	もしリスクと害悪が顕在化した場合に、どのような事態に至るのかについて検討しておく。 禁止事項の策定（異常検出時のシステム停止、システムによる集団監視の禁止等）
規制：システム開発者に対する	
規制：執行と訴訟	デュープロセスと利用者の救済手段の整備

	倫理規程の策定 複雑かつ技術的なケースに対する訴訟での救済方法 の検討
--	---

7 ユニバーサル・モデルからトリアージ・モデルに移行・再構築するオーストラリア・ニューサウスウェールズ州の法律扶助

(1) ポスト福祉国家における欧米法律扶助

冒頭本文3頁及び脚注3ないし5で述べたとおり、欧米法律扶助の変遷を巨視的に捉えると、貧富 (poverty) の差を問わず、福祉国家 (welfare) の理念のもとで、司法アクセスを万人に平等に保障することを追求する戦後の普遍的な法律扶助 (universalism) の後退と、これに代わり、限られた公的資金の下で、資金投入先のターゲットを絞り込んでいく (targeting / rationing) 法律扶助への転換が観察される。

ボストン国際会議では、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州の法律扶助運営主体であるリーガルエイド・ニューサウスウェールズより、2019年から法律扶助運営組織をユニバーサル・モデルからターゲットを絞ったトリアージ・モデルに移行・再構築してきた一連の取組についての報告があった。

(2) 問題の所在ーリーガルエイド・ニューサウスウェールズの問題意識

法律扶助の利用資格を充たすニューサウスウェールズ州の人びと全てに対して、等しくリーガルサービスを提供することは、物的にも人的にも限界がある。ユニバーサル・サービスモデルは神話であり、限られた資金の元では実現不可能である。従来、ユニバーサル・モデルを前提としていたために、リーガルエイド・ニューサウスウェールズは、受付窓口が一番早く来た人から順にサービスを提供するようになっており (“first in” system)、サービスの枠が埋まれば、その日、その週のサービス提供は打ち切りとなり、利用希望者は翌週ないし翌月まで待機しなければならなかった。

その結果、優先度が高くなく (法的問題が深刻ではなく)、かつ、セルフヘルプでも対応できる比較的能力のある利用者が、対面相談を率先して利用して対面相談の枠を使い切ってしまう一方で、複合的問題を抱えているため優先度が高く、かつ、セルフヘルプでは対応できない脆弱な利用者が、対面相談を利用できていないという逆転現象が観察されるようになった。統計では、対面相談の28%が、社会的にも経済的にも劣位にあるとは言えない利用者に対して提供されていた。

(3) トリアージ・モデルへの移行

リーガルエイド・ニューサウスウェールズは、独立の非営利研究機関であるニューサウスウェールズ・法と正義の財団 (Law and Justice Foundation of New South Wales)

の協力を得て²⁸、利用者に対する最初のインテークのあり方（問題の深刻度や脆弱性に
応じた利用者のサービス振り分け（トリアージ）のあり方）について、検証するととも
に、トリアージ・モデルの構築をしていくことになった。

利用者とのファーストコンタクトにあたるインテークスタッフの役割が重要であり、
法的問題の深刻度と利用者の人的属性としての脆弱度の2つの観点からインテークを
行うことにした。インテークの結果、軽度なケースについては情報提供ないしセルフヘ
ルプへと配点し、重度なケースについては対面相談へと配点し、その後にケースワー
ク・サービスへと繋げた。

トリアージの際の優先度のメルクマールであるが、変動はあるものの当初の段階で
は、人的属性としての脆弱性については、若年（24歳未満）、先住民、認知機能に問題
がある者、精神障がい者、ホームレス、難民、民間の年金を一切得ていない政府支給の
みの年金受給者に優先度があるとされた。法的問題の深刻度については、人間の自由や
安全、最低限の収入確保に関わる事項、及び家庭トラブルに関わる事項の一切について、
優先度があるとされた。

（4）検証結果と準則

2019年にトリアージ・モデルに移行を開始してから4年を経過した。インテークを
担当するスタッフは、引き続き、トリアージの診断の複雑性と利用者からの確実なデー
タ収集に苦闘しているが、4年間の経験と検証から、リーガルエイド・ニューサウスウ
ェールズは、以下の4つの準則を導き出している。

トリアージ・モデルの準則

- 1) 法的問題の深刻度と利用者の人的属性としての脆弱度の2つの要素を具体的に
明確にし、判別にあたるインテークスタッフのストレスを軽減すること
- 2) 立案本部と現場との間には、カルチャーの衝突が生じるため（現場には現場のロー
カル・ルールが存在する）、立案本部のインテーク・マネジャーを支部オフィス
に配置し、問題を協働で解決していくことが重要である。
- 3) （弁護士でない）インテークスタッフが第一次インテークを行い、対面相談に割
り当てられた（優先度の高い）利用者に対して、弁護士が第二次インテークを行う
のが効果的である。第二次インテークの際には、メリットテストを行うことになる
が、これは弁護士のみがなし得るものであるし、弁護士が利用者との間に十分なコ
ミュニケーションを行い、利用者との間に相互信頼関係を構築することで、第一次

²⁸ Law and Justice Foundation of New South Wales (April 2019) , *Developing a triage framework*
([www.lawfoundation.net.au/ljf/site/articleIDs/03691956293207CD852583D900823520/\\$file/Triage_framework_LegalAidNSW.pdf](http://www.lawfoundation.net.au/ljf/site/articleIDs/03691956293207CD852583D900823520/$file/Triage_framework_LegalAidNSW.pdf))

インテークでは十分に判明しなかった利用者の脆弱性について、さらに正確な把握をすることが可能になるからである。

4) 責任を増すインテークスタッフの処遇改善（賃金・福利厚生改善、キャリアパスの構築等）が必要である。

8 スコットランドにおける法律扶助報酬改革の議論推移と視点

イギリス連合王国の中でも、イングランド&ウェールズとは異なり、スコットランドでは、大がかりな再編はなされておらず、1987年法が今日まで維持されている。

もともと、イングランド&ウェールズとは異なり、安定的に運営されてきたスコットランド法律扶助であるが、司法、社会、経済、ビジネス、テクノロジーのいずれの面においても変化の著しい現代社会において、スコットランドにおいても、21世紀の法律扶助制度の構築に向けて刷新すべく、法改正のための準備作業が進められている。そして、その一環として、法律扶助報酬の在り方についても、改正の対象になっている。

(1) 議論の始まりー独立委員会の提言（2018年2月）²⁹

2018年2月、スコットランド政府・独立委員会レビュー「リーガルエイド再考ー独立の立場からの戦略的レビュー」が公表された。

以下の6つが骨子として提言された。

- 1) 利用者を中心とした法律扶助制度の構築
- 2) (イギリスのように狭めず) 対象事件・対象者の範囲を維持する。
- 3) 効果的なサービス提供（ジュディケア、スタッフ弁護士、第3セクター、オンライン等をミックスした総合的サービス）
- 4) 公正で持続性ある法律扶助報酬の実現
- 5) サービスの改善とIT・イノベーションの追求
- 6) 法律扶助制度に対する実効性ある監督の確保

(問題提起)

しかし、2)と4)は両立可能なのか？という問題があり、ロー・ソサイエティ（弁護士会）は、以下のカウンター的な提言を行っている。

(2) 独立委員会に対するロー・ソサイエティの提言³⁰

「非常に限られた一定の事件類型について、法律扶助の対象から除外することを提

²⁹ Martyn Evans (2018), *Rethinking Legal Aid – An Independent Strategic Review* (<https://www.gov.scot/publications/rethinking-legal-aid-an-independent-strategic-review/>)

³⁰ *LEGAL ASSISTANCE IN SCOTLAND – FIT FOR THE 21ST CENTURY*, LAW SOCIETY OF SCOTLAND DISCUSSION PAPER (legal-assistance-in-scotland-discussion-paper.pdf (lawscot.org.uk))

案する。但し、イギリス 2012 年法のような広範な除外は支持しない。法律扶助からの除外対象として検討されるべき事件類型としては、債務不履行、債務、労働、財産分与のみが争点の離婚事件、不動産・相続財産、医療過誤を除く人身傷害事件である。」³¹

「民間のローンのほかに、スコットランド政府が、法律扶助評議会を通じて、ローンを提供するのが適切である。ローンは、訴訟費用や弁護士費用に充てられることになる。法律扶助評議会によるローン制度は、民間のローンを利用できない人々に対する代替ファンドを提供することができる。」³²

「法律扶助評議会によるローン制度は、(現行の給付制の下で利用者の実情に応じて負担金の額を個別に決めるのではなく) 利用者に負担金の 100%返還を求めることで、より効率的なアプローチとなる。法律扶助評議会は現在、利用者の実情に応じて負担金の額を決めているが、新たにローン制度を導入することで、負担金の管理徴収業務の負担を減らすことができるようになる。」³³

(3) 法律扶助報酬に関する独立委員会の提言³⁴

(戦後～1984 年) 法律扶助報酬は、市場価格の 85%とされ、市場価格とのバランスが重視された。15%減とされたのは、私選事件で弁護士費用が未回収(不良債権)で終わるケースがあることが考慮されたためである。戦後、市場価格のアップにあわせて法律扶助報酬も定期的にアップされてきたが、資金の限界に直面し、1984 年をもって市場価格との比例方式は廃止された。

1992 年以降、弁護士費用が改定されていない分野がある。

ロー・ソサイエティは、2017 年、コンサルタント会社に依頼して法律扶助を重点的に取り扱っている法律事務所の財務分析を行い (**The financial health of legal aid firms in Scotland, A report for the Law Society of Scotland**)、財政危機状況にあるとして、弁護士費用の増額を求めている。しかし、回答率の低さ(7%)等から、交渉テーブルに上がる資料としては、十分なものとはいえない。

低廉な費用で苦勞している弁護士がおり、一定の分野で増額調整の必要があることは認める。しかし、法律扶助事件で利潤を得ている弁護士がいる現状下では、費用の一般的な増額主張は受け入れられない。

³¹ Ibid. p.39

³² Ibid. p.41

³³ Ibid. p.41

³⁴ Martyn Evans, pp.66-82

(独立委員会の提言)

ロー・ソサイエティからも法律扶助評議会からも独立した第三者機関が、報酬の現状についてデータ調査を行い、第三者機関の提言に、国も含めてすべての関係者が拘束されるような方法で（そのような方法は国にとっても納税者にとってもリスクがあるが）、費用改定を行っていくことが必要であろう。

(4) 独立委員会の提言を受けての諮問委員会の設置と議論（計8回の委員会開催）の経緯³⁵

2019年3月ないし2020年1月、計8回の諮問委員会が開催され、法律扶助報酬の在り方が議論された。

委員は12名であり、これに議長として司法省の局長（Director of Justice）が加わった。12名の委員の内訳は、経済（経営）学者3名、法律扶助評議会2名、バリスタ協会2名、ソリシタ協会3名、ローセンター³⁶連合会1名、市民相談所³⁷1名である。計7回の委員会の議事概要は、以下のとおりである。

第1回…現状報告（法律扶助サービス需要・傾向、法律扶助報酬制度の概要、バリスタ・ソリシタの視点からの法律扶助報酬の仕組み）

第2回…国際的動向（オランダ等）、イギリス連合国内の他法域（特にイングランド&ウェールズ）の動向

第3回…医師・歯科医師の診療報酬体系の検討

プレゼンテーション資料において、キャピテーション（capitation）ペイメントによる診療報酬支払制度が紹介されている。担当患者数に応じた支払い方式であり、医療費削減の方法として提案されているものの一つである。診療行為ごとに点数を加算する方式とは異なり、担当する患者数に応じて固定給を支給する。

第4回…コントラクト、助成金の検討

第5回…インフレ率の考慮の是非、コントラクトの検討

ロー・ソサイエティは、インフレ率を踏まえた報酬改訂を提案し、その例として、オーストラリア・クイーンズランド州の法律扶助報酬を紹介した。

第6回…経済学（経営）の観点からの検討

第7回…取りまとめの検討

第8回…取りまとめの検討

³⁵ Legal Aid Payment Advisory Panel

(<https://www.gov.scot/groups/legal-aid-advisory-panel/>)

³⁶ Law Centre は、スコットランドのスタッフ弁護士事務所である。

³⁷ Citizens Advice であり、市民の法律相談を行っている非営利機関である。

(5) 法律扶助報酬に関する諮問委員会報告書 (2021年7月)³⁸

2021年7月、法律扶助報酬に関する諮問委員会「法律扶助の見直しの在り方に関する報告書」が公表された。

(要旨)

諮問委員会は、法律扶助サービスを提供する弁護士が、現在の法律扶助報酬に不満を抱いていることについては、認識している。しかし、発生しているコストが、法律事務所の規模、地域、法律事務所の経営構造、事件量によって異なることから、何が適正なのかについて結論を出すのは容易ではない。

現行の報酬体系は、30年以上にわたる時々のアドホックな不規則な変更の集積であり、現時点では、恣意的であり、サービス提供者にとっても今日の広義の司法制度にとっても、効果的に機能するものになっていない。

法律扶助の招来の担い手をリクルートでき、法律事務所に定着させていくことの可能な報酬制度を構築する必要があり、そのための実証的調査を実施する必要がある。

イングランド&ウェールズの2012年法(LASPO)のように、法律扶助の射程範囲を狭めることは、望ましいことではない。

多くの法域において、射程範囲(scope)、資力審査(eligibility)、報酬(remuneration)の3つのファクターの調整の中で予算管理がなされている。法律プロフェッションは、報酬改善のために時にストライキにも訴える傾向があり、他方、政府は、予算の効率的な管理のために射程範囲を狭めようとする傾向が観察される。

諮問委員会は、一部の法域で観察されるような射程範囲を狭めて報酬を寛大にするアプローチには賛同しない。射程範囲を狭めないことが、スコットランド法律扶助の大前提である。

報酬の増額の仕方と、報酬体系の在り方について、区別して議論する必要がある。後者については、コントラクト制や助成金制度が参考になる。診療報酬におけるコントラクト制も参考になる。但し、イングランド&ウェールズで採用された競争入札制は失敗しており、スコットランドの法律扶助報酬の在り方としては、競争入札制を採用することはしない。

法律扶助サービスのマーケットが健全である必要がある。法律扶助の利用者に関する実情についてはデータが集められているが、サービス提供者に関する実情についてのデータはない。法律扶助の仕事が全体の仕事の一部分にしかすぎない事務所もあれば、仕事の大半が法律扶助である事務所もある。通常の私選事件と法律扶助事件が一つの法律事務所の中で混在しているため(混在の割合も事務所によって多様であるた

³⁸ Legal Aid Payment Advisory Panel (2021), *Legal Aid Payment Review Panel - Report to the Minister for Community Safety* (<https://www.gov.scot/publications/legal-aid-payment-review-panel-report-minister-community-safety/>)

め) 法律扶助報酬の適正に関する (法律扶助報酬によって事務所経営を維持していける水準になっているのか否かに関する) 判断を困難にしている。

事務所経営の維持の視点からは、法律扶助報酬がいくら支払われているのか (payment) という要素は、複数要素の中の一つの要素であって、このほかに、事件の処理量 (workload)、経費 (overheads)、効率性 (efficiency) の要素を考慮に入れる必要がある。以上から、諮問委員会は、システムの健康状態を測定する指標 (“health of the system” indicators) を開発する必要がある、そのための独立の調査が必要であると考える。

諮問委員会は、政府に対し、以下の項目についての独立の調査を行うことを提案する。政府が、調査開始後、調査結果を8か月以内に公表することを求める。また、諮問委員会は、弁護士が、このプロセスに積極的に関与することを求める。

独立組織による調査対象事項

- 1) 現行の報酬レベル、仕事の量と配分を踏まえたときに、現状で、どの程度の収益が上げられているのか (経営者と被雇用者の双方について)、どのような要素が収益の変化に影響を及ぼしているのか。弁護士の期待に対して実際の収益はどの程度応えられているのか (弁護士の経験・地位・年齢等による違いはどうか)。
- 2) 上記1) の収益をもとに事務所を維持していくためには、どの程度の業務量 (業務時間) で対応していく必要があるのか。
- 3) 諮問委員会は、インフレ率に応じて法律扶助報酬を定期的に改訂していく方法は、採用すべきではないと考えるが、何らかの指標を用いて、定期的に改訂していくことは必要であると考え。問題は、どのような指標がもっとも適切かである。
- 4) システムの健康状態を測定する指標 (“health of the system” indicators) として、どのような指標が用いられるべきか。

(6) ボストン国際会議での経過報告

諮問委員会の委員を務めたスコットランド法律扶助評議会の CEO であるコリン・ランカスター氏が、ボストン国際会議の法律扶助の将来の担い手の確保に関するセッションに登壇し、スコットランドの法律扶助報酬に関する議論経過について報告があった。

要旨、スコットランドにおいては、主たるサービス提供者がジュディケアであるところ、法律扶助を提供する事務所の多くが小規模事務所であり、かつ、多くの事務所が多量の法律扶助事件をこなしているわけではない一方で、多量の法律扶助事件が集中する繁忙事務所も存在している。

そのような法律扶助サービスを提供している法律事務所のバラツキがある中で、法律扶助事件の処理によってどの程度の利益を確保することができれば、経営的に安定するのかを一義的に導くのは困難であるとの指摘があった。

法律事務所の規模、経営構造、コスト、給与、利益等についての実証的調査が必要であり、現在、調査が進められているとのことであった。

9 イギリス（イングランド&ウェールズ）における法律扶助契約者の実情調査と担い手の減少問題

(1) 問題の所在

イギリスは、資金の効率的管理のため、1999年司法アクセス法を契機に、独占契約制（ブロック・コントラクト）と入札制を導入した。この手法は、サービス提供者の過度の労働集約（labor intensive）を引き起こし、その政治的性格と激しい利害対立によって、サービス提供者と法律扶助運営機関との間に過剰な緊張関係がもたらされた³⁹。

急激な人為的労働集約政策の結果、長年法律扶助業務を担ってきた現場プロバイダに強い反発が生じた。特に家事事件へのコントラクト導入は、プロバイダに対する深刻な打撃を与えたとされ、家事事件のコントラクトは2010年には従前比46%減となり、古くからの良質の法律事務所が入札に負けて法律扶助事業から撤退し、未経験の新しい法律事務所が入札を制し、新たにサービスプロバイダとなった。しかし、その負の側面として、民事法律扶助が、質の有無を問わない「底辺への競争（race to the bottom）」に劣化していく危険をもたらした。イギリス法律扶助は、ピアレビュー（peer review）を中心として法律扶助の質を維持強化するためのメソッド確立に向けて最も積極的であったが、これは、法律扶助が質の有無を問わない底辺への競争に陥ることを可能な限り防ぐための防御策でもあった⁴⁰。

なお、サービス提供者の労働集約はその後進められ、2012年法（LASPO）施行に伴い、民事法律扶助のコントラクト締結事務所は、2013年度には1881事務所であったが、2021年には1445事務所まで減少した⁴¹。

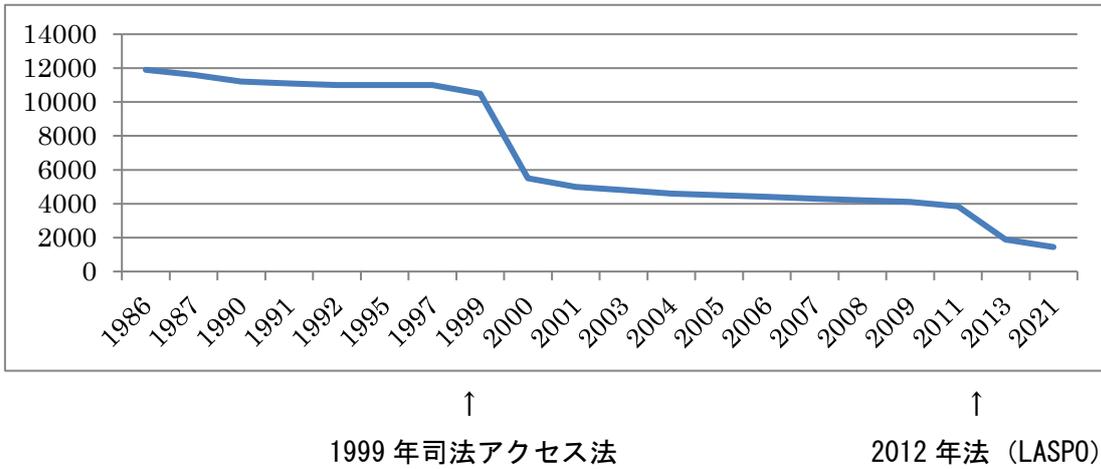
³⁹ Alan Paterson (2012), *Lawyers and the Public Good: Democracy in Action?*, Cambridge University Press, p83-84

⁴⁰ Ibid. pp.96-97

池永知樹「緊縮財政下のイギリス法律扶助の変容と持続性を追求する他国の取組ー2013年 International Legal Aid Group 国際会議を踏まえてー」（日本司法支援センター「総合法律支援論叢第3号」2013年）80-81頁

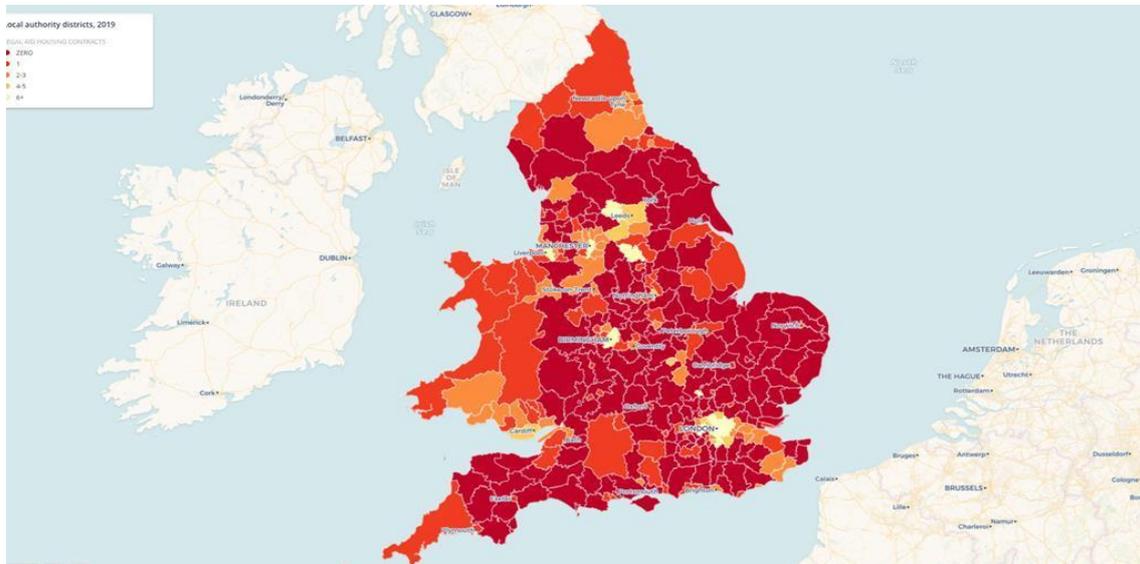
⁴¹ Catrina Denvir, Jacqueline Kinghan, Jessica Mant, Daniel Newman and Sasha Aristotle (2022), *We are Legal Aid Findings from the 2021 Legal Aid Census*, p.10

イギリスの民事法律扶助プロバイダ数（事務所数）の集約推移(1986-2021年)⁴²



過度の労働集約と民事法律扶助プロバイダの急速な減少により、特に過疎地において、住民が法律扶助にアクセスできない事態を引き起こした。ロー・ソサイエティは、定期的に、イギリス版のリーガルエイド・ゼロワンマップを改訂し、法律扶助の担い手が欠乏状況にあることに警鐘を鳴らしている。以下の地図は、住居法のプロバイダの分布状況を示した地図であるが、ロンドン等の都市部ではプロバイダが比較的確保されているが（白の地域）、地方や過疎地では、プロバイダが存在しなくなっている（赤の地域）。

イギリス版 リーガルエイド（住居法）ゼロワンマップ⁴³



⁴² Alan Paterson, supra p.96

⁴³ The Law Society, Legal Aid Dessert

(<https://www.lawsociety.org.uk/campaigns/legal-aid-deserts>)

(2) リーガルエイド・センサスの実施

法律扶助の担い手確保の危機に直面しているイギリスにおいて、2021年、法律扶助の担い手に関する実情調査が実施された⁴⁴。

かつて法律扶助契約をしていた（現在は法律扶助契約をしていない）255名の弁護士、現在契約中の1208名の弁護士、さらに376名の法曹志望の学生も回答者に加わった。

主な調査事項は、以下のとおりである。

- 1) 法律扶助の分野でのキャリア形成…志望動機、教育費（教育ローン、負債）、トレーニングと法律扶助を取り扱う法律事務所への雇用機会、事務職員の雇用と維持
- 2) 法律扶助サービスの提供…就業条件、福祉、給与、仕事の満足度
- 3) 固定報酬の下での就労の実情
- 4) 時間報酬下での就労の実情
- 5) 法律扶助契約からの離脱…誰が、どのような理由で離脱していくのか。
- 6) 弁護士の廃業…誰が、どのような理由で廃業していくのか。
- 7) 新型コロナウイルス感染症に対する対応
- 8) 法律扶助サービスの現場が直面している課題

(3) リーガルエイド・センサスの結果

法律扶助の分野の志望動機の上位（回答者数1180名・複数回答可）は、社会的・経済的・文化的に不利な立場に置かれている人びとの支援をできること（回答数893・75.7%）、アクセス・トゥ・ジャスティスの実現（回答数840・71.2%）、社会に対して積極的なインパクトを与えられること（回答数833・70.6%）であった⁴⁵。

他方、奨学金・教育ローンや親族等からの借入等の負債が、低廉な報酬である法律扶助の仕事に携わるバリアになっていることがうかがわれ、特に世代が若くなるにつれて、負債額が上昇している傾向が観察されており（学生の回答者147名のうち、32.7%が5万ポンド（約900万円・1ポンド約180円換算、以下同様に換算）を超える負債を抱えていた）、招来の担い手の供給に不安要素があることが確認された⁴⁶。

法律扶助の仕事に際しての困難性（ストレス）については、依頼者との関係に関するものとしては（回答者数1180名・複数回答可）、複合的な法的・非法的ニーズを抱えた依頼者との対応の困難性（回答数795・67.7%）、時間と資源を伴った質の高いサービスを提供していくことの困難性（回答数588・50.0%）、虐待・攻撃傾向のある依頼者又は困難を抱えている依頼者との対応（回答数584・49.7%）であった⁴⁷。また、法律扶助の仕事一般に関する困難性（ストレス）については（回答者数1166名・複数回答

⁴⁴ Catrina Denvir, Jacqueline Kinghan, Jessica Mant, Daniel Newman and Sasha Aristotle (2022), *We are Legal Aid Findings from the 2021 Legal Aid Census*

⁴⁵ Ibid.p17

⁴⁶ Ibid.p19, p21

⁴⁷ Ibid.p27

可)、法律扶助に関する司法制度の資源の乏しさ(回答数 837・71.8%)、ワークライフバランスの難しさ(回答数 766・65.7%)、法律扶助運営主体との面倒なやりとり(回答数 696・59.7%)であった⁴⁸。

法律扶助の仕事に携わる弁護士の年収(回答者数 1185名、但し、私選事件も含めた年収か私選事件を除外した年収かについては不明。原文は full time equivalent salary (フルタイム相当の給与)である)については、3万～3万9000ポンド(540万円～720万円)が最も多く19.3%、次に2万～2万9000ポンド(360万円～522万円)で16.3%、次に4万～4万9000ポンド(720万円～882万円)で13.8%であった。半数以上の弁護士(57.6%)が、年収4万9000ポンド(882万円)以下であった⁴⁹。

法律扶助の仕事のやり甲斐については(回答者数 692名・複数回答可)、弱者(vulnerable)の人生を変えていくことができること(回答数 389・56.2%)、仕事に対する満足度の高さ(回答数 207・29.9%)、興味を惹きチャレンジングな仕事に関われること(回答数 151・21.8%)であった⁵⁰。

他方、法律扶助の仕事に対する不満としては(回答者数 726名・複数回答可)、複雑な仕事であるにも関わらず報酬が低いこと(回答数 305・42.0%)、法律扶助運営主体との間の煩雑な管理業務と報酬算定トラブル(回答数 232・32.0%)、持続可能性を期待できないほどの仕事量の多さ、バーンアウト、長時間労働(回答数 110・15.2%)であった⁵¹。

なお、業務量が多くなりやすい事件類型や長時間労働を引き起こしやすい事件類型についても、一定の共通傾向が観察され、報酬と比例していないことが分かった。

かつて法律扶助の仕事に携わっていたが離脱した理由及び現在は離脱していないがいずれ離脱したいと考えている理由については、以下のとおりであった。

かつて法律扶助の仕事に携わっていたが離脱した理由(回答者数 248名・複数回答可)⁵²

	回答数	割合(%)
法律扶助報酬が低い、労働条件が悪い	145	58.5
キャリア形成としての発展性がない	99	39.9
過度のストレスを伴う	79	31.9
法律扶助の援助対象範囲が狭まり、仕事なくなった	63	25.4
離脱する時機が到来した	45	18.1

⁴⁸ Ibid.p27

⁴⁹ Ibid.p29

⁵⁰ Ibid.p.31

⁵¹ Ibid.p.33

⁵² Ibid.p.61

現在は離脱していないが離脱したいと考えている理由（回答者数 529 名・複数回答可）⁵³

	回答数	割合 (%)
法律扶助報酬が低い、労働条件が悪い	321	60.7
過度のストレスを伴う	181	34.2
キャリア形成を発展させたい	134	25.3
新たなチャレンジをしたい	87	16.4
離脱する時機の到来	70	13.2

法律扶助の仕事に携わっているイギリスの弁護士が、法律扶助の改革課題として挙げた事項は、以下のとおりであった。

イギリス法律扶助の改革課題・上位 10 位（回答者数 803 名・複数回答可）⁵⁴

	回答数	割合 (%)
適正な法律扶助報酬を実現するための予算措置	608	75.7
法律扶助運営主体の官僚的事務処理の軽減と柔軟性の実現	149	18.6
報酬額と比較しての実際の業務量への正しい理解	141	17.6
法律扶助を縮小した 2012 年法律扶助法の廃止	137	17.1
メディア・政府の弁護士に対する誤った認識の是正	106	13.2
質の高い法律扶助弁護士の供給	55	6.8
不服申立手続の簡素化、報酬体系の簡素化	50	6.2
IT・インフラの整備	46	5.7
法律扶助弁護士に対するトレーニング機会の提供	40	5.0
裁判所とのコミュニケーションの改善効率化	38	4.7

（４）日弁連扶助契約アンケート調査・業務量調査との比較

日弁連扶助契約アンケート調査（集計中）によれば、現在、民事法律扶助契約を継続していると回答した 2260 名について、契約を継続している理由（複数回答可）として挙げた上位は、社会的に意義がある（回答数 1242）、収入確保（回答数 767）、事務所の方針（回答数 211）であった。イギリスにおいて、社会的・経済的・文化的に不利な立場に置かれている人びとの支援をできることが理由の最上位であることとの共通性が観察される。

法律扶助の仕事に際しての困難性（ストレス）については、日弁連業務量調査報告書においては、請求内容、依頼者、相手方等の関係において、事件処理を困難にした事情

⁵³ Ibid.p.62

⁵⁴ Ibid.p.79

が聞かれているが、全回答数 261 件中、5 個以上が 59 件、4 個が 45 件、3 個が 47 件、2 個が 52 件、1 個が 38 件、困難事情がないが 11 件であり、複合的な問題を抱えた法律扶助案件が多数を占めていることが分かっているが、イギリスにおいても、複合的な法的・非法的ニーズを抱えた依頼者との対応の困難性が困難性指標の最上位であり、共通性が観察される。

法律扶助の仕事に（より多く）関わっている弁護士の年収は、日本においては検証未了である。イギリスにおいては、弁護士全体の年収よりも相対的に低くなっており、法律扶助報酬の低さに対する不満が顕著であるが、弱者（vulnerable）の人生を変えていくことができるというやり甲斐や仕事自体に対しての満足度の高さによって、代償されている面があるようにも思われる。

法律扶助報酬の低さ及び法律扶助運営主体との間の管理事務のやりとりに対する不満は、イギリスも日本も同様であり、日弁連扶助契約アンケート調査によれば、たとえば、代理援助を積極的に受任しない理由として（回答者数 779 名・複数回答可）、私選事件と比べて報酬が低い 713 件、相談票・報告書等の提出の手続が煩雑である 599 件、私選事件と比べて困難な事件が多い 402 件となっている。

法律扶助の仕事から離脱した（離脱しようと考えている）理由についても、イギリスと日本の重なり合いが観察されており、日弁連扶助契約アンケート調査によれば、たとえば、民事法律扶助契約の継続意思について、契約を継続するかどうか検討中であると回答した者の検討中である理由については（回答者数 1002・複数回答可）、私選事件と比べて報酬が低い 970 件、相談票・報告書等の提出の手続が煩雑である 803 件、私選事件と比べて困難な事件が多い 564 件となっている。

（5）小括

法テラスは、法テラス白書において、契約弁護士数の推移及び全弁護士数に占める契約弁護士の割合を公表している⁵⁵。しかし、形式的な契約弁護士数からは見えてこない、法律扶助の担い手の実情については、日本においては今までに十分には明らかにされてこなかった。

イギリスのリーガルエイド・センサスは、法律扶助の担い手（現在の担い手だけでなく、法律扶助契約を離脱した過去の担い手、さらに招来の担い手である法曹志望学生）をも射程に入れた網羅的な実情調査であり、調査結果からは、法律扶助の担い手が欠乏状態にあることが明らかになっており、本調査結果に基づき、担い手確保のための抜本的な改革が提唱されている。

わが国においても、日弁連において初めての扶助契約アンケート調査が行われ、同調査結果からは、会員の相当数が、扶助契約を形式的には継続していながらも、実際には、

⁵⁵ 令和 3 年版法テラス白書 58 頁によれば、令和 3 年度において、全弁護士数は 42,937 名、契約弁護士数 24,056 名、契約率は 56.0%である。

法律扶助事件を受任しておらず、法律扶助契約が形骸化している実情が明らかになっている。

イギリスのリーガルエイド・センサスは、毎年の調査までは実施しないとしても、3年から5年の間隔で、定期的に担い手に関する実情調査を実施していくことの重要性を指摘している⁵⁶。わが国においても、イギリスのリーガルエイド・センサスや日弁連の今般の扶助契約アンケート調査結果をもとに、定期調査を実施していくことが重要であり、これらをもと法律扶助改革の提言へと結びつけていく必要がある。

10 おわりにー法律扶助の担い手不足の問題を中心に

ボストン国際会議においても重点的に取り上げられた法律扶助の担い手不足の問題について焦点をあて、締め括る。

主催者による国別レポートの横断的考察によって、各国が法律扶助の担い手となる弁護士への減少問題に直面していることが分かる（7頁）。かつて法律扶助の世界大国として戦後の法律扶助をリードしてきたイギリス（イングランド&ウェールズ）において、担い手不足の極めて深刻な問題に直面をしているが（9頁、25-31頁）、イギリス（イングランド&ウェールズ）に代わり法律扶助大国となったオランダにおいても同様の現象に直面しており（10頁）、世界最大の弁護士人口を擁するアメリカ合衆国においても事態は深刻である（11-12頁）。スコットランドも法律扶助大国であり、法律扶助国際会議等の場において成功モデルとして位置付けられているが、ロー・ソサイエティからは、法律扶助の仕事によっては、もはや法律事務所経営を持続していくことができなくなっているとして、法律扶助報酬の適正化が求められており、現在、審議会で検討中である（20-24頁）。

そして、世界動向と機を同じくして、わが国においても、「民事法律扶助制度を利用した離婚関連事件に関する業務量調査報告書」が取りまとめられ、民事法律扶助の仕事では法律事務所を持続的に経営していくことが困難になっているとのデータが提示されるとともに、「民事法律扶助契約アンケート調査」において、扶助離れ（扶助契約からの離脱及び扶助契約を形式的には継続していても実際には扶助案件をあえて受任しない）の傾向が観察されている。

しかし、この問題を複雑にしているのは、公的資金は有限であり、弁護士の提供するリーガルサービスには高価な面があることから、弁護士ではなく、安価なパラリーガルによる法的支援に切り替えればよい、あるいはセルフヘルプに切り替えればよいという議論に直面することである。そして、ITやAIの急速な発展がこの議論に拍車をかけることになる。

実際に、アメリカ合衆国においても、パラリーガル活用を禁止する弁護士会に対する批

⁵⁶ Catrina Denvir, Jacqueline Kinghan, Jessica Mant, and Daniel Newman (2023), *Legal Aid and the Future of Access to Justice*, Hart Publishing p.249

判があり（11 頁）、国際的動向としても、セルフヘルプ支援（AI 技術を取り込んだセルフヘルプ支援を含む）は、現代法律扶助の重要論点の一角を占めており、セルフヘルプ支援自体を否定することはできないことである（むしろ、セルフヘルプで対応できる利用者については、法情報提供・法教育を活用しながら積極的にセルフヘルプで解決してもらう。）。

しかし、パラリーガルによる法的支援の限界、セルフヘルプの限界については、本報告書の「7 ユニバーサル・モデルからトリアージ・モデルに移行・再構築するオーストラリア・ニューサウスウェールズ州の法律扶助」からも明らかであり、究極的には、弁護士の提供する法律扶助サービスによって、複合的問題を抱えた脆弱な人びとの真の問題解決が実現している。そして、わが国の「民事法律扶助制度を利用した離婚関連事件に関する業務量調査報告書」からも、弁護士が提供する法律扶助サービスを通じて、複合的問題を抱えた利用者の問題が総合的に解決し、生活全般及びメンタル面を含めて総合的な改善効果があったことが観察されている。

イギリスの 2012 年法（LASPO）の躓きは、パラリーガルでは解決できない問題を抱えている利用者についてもパラリーガルに配点し、セルフヘルプでは解決できない問題を抱えている利用者についてもセルフヘルプに配点し、もって弁護士の代理援助費用を削減し、財政危機に対処しようとしてきたことである。しかし、このような方法は、終局的には、社会的コストを増大させており、イギリスにおいて揺り戻しの潮流が強まっているとともに（8 頁）、各法域において費用便益分析に取り組み（14-15 頁）、法律扶助に公的資金を投入しないことによる社会的経済的コストの大きさがクローズアップされているところである。

わが国においても、実証的な調査と検証結果に基づく持続性のあるスキーム構築が求められており、パラリーガルやセルフヘルプによる問題解決を取り入れつつも、複合的問題や脆弱性を抱えた利用者については、弁護士による代理援助が必要不可欠であるという世界の法律扶助の経験則から、このような弁護士による代理援助によって法律事務所の持続的経営が可能になるような法律扶助制度の改革に取り組んでいく必要がある。

National Report Template ILAG Harvard 2023

It would be much appreciated if you could fill in what you can for your jurisdiction. We know it's a lot of information to ask, so do not worry if you can only provide some of the information. Please highlight any recent significant changes in your legal aid programme if time and energy permits.

1. Country details :

Name, Population, GDP, Poverty line / % of population deemed to be living in poverty, number of practising lawyers in the jurisdiction.

2. Legal Aid Organisation / Authority:

Name and Status of LAO (Independent, within Government, part of the Bar Association / Law Society, Public Defenders Office etc). Number of board and staff members?

Delivery method (salaried, private profession, paralegals, through NGOs etc)
Number of lawyers, advocates and paralegals (separately) participating in the legal aid programme? If mixed please give the division of labour and balance of the mix. What payment methods are used to recompense private lawyers or other providers in your system (e.g. contract, fixed fee, hourly rate, part pro bono, etc)?

3. Budget and Spend:

Please give the budget for Publicly Funded Legal Services / Legal Aid in your jurisdiction for the last two years. If possible show the actual expenditure broken down by civil, criminal, administrative, children, asylum? Expenditure on initial advice services. Please indicate the proportion of the legal aid budget that is funded by (a) central / Federal Government (b) Local or state government. Contribution paid by the client. Is your legal aid budget demand led (uncapped) or capped or a mixture? (Please elaborate).

4. Scope, Caseload and Eligibility:

What restrictions on scope are there for civil and criminal administrative, children, asylum? legal aid and for initial advice in your jurisdiction? Total number of applications and grants for the last two years. Please break down

by civil, criminal administrative, children, asylum? and initial advice as well as by year. Proportion of the population eligible for civil legal aid and/ or initial Advice. Eligibility limits for criminal legal aid. Are means tested contributions part of your (a) civil (b) criminal (c) initial advice eligibility requirements? In your jurisdiction, are legal aided litigants who lose their case liable to pay the other side's legal expenses/ costs?

5. Quality Assurance:

System used – Complaints to LAO, Complaints to the Bar Association/ Law Society, Client Satisfaction questionnaires / interviews, Continuing Legal Education, Mentoring, Peer Review, Supervisor audit, Observation or video/audio tape etc? What requirements are there (if any) for lawyers and others who wish to provide legal aid, other than membership of the Bar / professional association e.g. registration, experience, special exams, interviews, upper or lower limits on number of cases undertaken annually etc ?

6. Public Legal Education:

Initiatives in last two years to increase public awareness of the availability of Publicly Funded Legal Services/ legal aid in your jurisdiction and how to access it. (Include any particular approach for those in remote areas or those with special legal needs e.g. the elderly or victims of domestic violence). IT packages introduced to enhance access for the public. Has there been a country wide Needs Assessment study in your jurisdiction in recent years, looking at the distribution of justiciable problems and how the public respond to them? Date of last needs assessment? Executed by?

7. Alternative Sources of Legal Aid services:

What are the other principal sources of legal help for disadvantaged citizens in your jurisdiction, and how many clients do they assist annually (e.g. legal expenses insurance, trade unions, consumers organisation claims companies, community law clinics, university law clinics, local charities, NGOs etc).

8. Holistic legal services:

Is your jurisdiction exploring link ups between legal services providers and non lawyer professionals e.g. health / justice partnerships, social work / justice collaboration, or other forms of “one stop shop” ?

9. UN SDG Standard 16.3

Please identify any steps being taken to articulate and elaborate Sustainable Development Goal 16.3 in your jurisdiction.

10. Other

Most innovative project 2021-2022

Most disappointing trend 2021-2022

Biggest challenge for 2023

Something about Covid-19 effects?